



東京都行政書士会大田支部会報 第28号
■発行人 南 秀明
■編集人 根寄 知恵子 後藤 真莉子
■発行所 東京都行政書士会大田支部
〒143-0023
東京都大田区山王 2-1-8-415
TEL 03(6809)9571
URL <http://ota.tokyo-gyosei.or.jp/>
■印刷所 東京都大田福祉工場

ごあいさつ

東京都行政書士会大田支部
東京行政書士政治連盟大田支部
支部長 南 秀明



向暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年4月22日に開催されました、令和3年度東京都行政書士会大田支部総会及び東京行政書士政治連盟大田支部大会におきまして、支部長に再度就任させて頂く事となりました。支部長として一期2年を満了いたしました。その間、支部会員の皆様にはご理解、ご協力を頂き、大変ありがとうございました。

皆様もご承知のとおり、この2年間はイレギュラーな事態が多く、支部活動も十分とは言えない状況にありました。しかしながら、今後も続くと思われるコロナ禍に対応しながら、支部活動も継続する必要があります。これからの2年間、支部内での活動におきましては、新しい方法による、研修会の開催や懇親活動等を通じ会員相互のつながりを深め、大田区内におきましては、大田区との共催事業をはじめ、関連団体との交流・情報交換等に励み、行政書士の地位や知名度の向上に努めてまいります。

この度の総会では、タイミングの問題があり、事業報告・事業計画として上程出来ませんでした。大田区との「災害時等における被災者等支援に関する協定」についてご報告いたします。この協定は地震災害や、大田区内でも多く発生している水害、この度のコロナウイルス感染症による被害等が発生した際、区と協力し、区民へ向けた相談窓口となる為の協定となり、令和3年4月1日付で締結を致しました。大田区のご担当者様の迅速なご対応により、初回打合せから一月半ほどでの締結となりました。また、大田区内の数ある士業団体の中でも、大田区としては初の協定締結となります。この活動は、本会で提唱されている「地域との共生」「役所との共生」に資するものであり、区内においては行政書士の地位向上にもつながるものと考えております。

このような活動の継続の為、大田区関係部署の皆様をはじめ、各界議員の皆様におかれましては、私ども新役員一同に対しましても、これまでと変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。また、支部会員の皆様には、支部活動をより良いものとする為、積極的なご参加、ご意見を頂けますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝と益々のご発展をお祈り申し上げ、支部長再任の挨拶とさせていただきます。

令和3年度 東京都行政書士会大田支部定時総会議事録

- 1 開催日時：令和3年4月22日（木曜日）午後5時00分
- 2 開催場所：プラザ・アペア「リモナ」の間
- 3 議事の経過の要領及びその結果

定刻、理事後藤真莉子の司会進行により、支部長南秀明の開会の挨拶が行われた。通常の挨拶の外に、コロナ禍における前年度の活動内容等についての説明も合わせて行われた。その後、東京都行政書士会常住豊会長の代理として宮本重則副会長が来賓として出席をされ挨拶及びお話を頂いた。

次いで、司会者が総会議長の選任方法について議場に諮ったところ議場から司会者一任との声があり、出席者全員賛成したので、司会者は議長に理事和久田貴之を指名したところ出席者全員異議なくこれを承諾した。

議長の和久田貴之は、直ちに議場中央の議長席に着き、本日の出席状況について以下の通り報告した。

大田支部会員総数207名（令和3年4月1日現在）
出席会員数117名（うち委任状提出会員数83名）

以上の結果、議長は支部細則第16条第3項により、本総会の決議に必要な定足数を満たしており適正に成立した旨を述べた。次いで、議長から支部細則第20条により出席者から議事録署名人を2名選任する必要がある旨の説明があり、議長が議事録署名人の選任方法について議場に諮ったところ議場から議長一任との声があり、議長は議事録署名人に滑川知也会員及び石井元浩会員を指名したところ出席者全員異議なくこれを承諾した。なお、議事録署名人に選任された2名は就任について即時にこれを承諾した。

議長は、質疑応答に関する説明の後、決議方法について、支部細則第22条により出席者の過半数の賛成により議案が可決すること及び可否同数の場合は議長が決することを確認した上で議案の審議に入った。

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度収支決算報告並びに監査報告

議長は、第1号議案及び第2号議案について一括審議する旨を議場に諮ったところ異議なくこれを上程した。

支部長南秀明が令和2年度事業報告について説明をし、会計担当副支部長西坂洋平が令和2年度収支決算報告をし、収入並びに支出の明細を説明した後、監事青葉隆は会計帳簿及び証憑書類に基づいて決算報告書を綿密に監査したところ、収入及び支出のいずれも適正かつ正確に処理されていること認める旨の報告をした。

議長が質疑を求めたところ無かったため、第1号議案についてその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。続いて第2号議案についてその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。

第3号議案 令和3年度事業計画（案）

第4号議案 令和3年度収支予算（案）

議長は、第3号議案及び第4号議案について一括審議する旨を議場に諮ったところ異議なくこれを上程した。

支部長南秀明が令和3年度事業計画（案）について説明をし、会計担当副支部長西坂洋平が令和3年度収支予算（案）について説明した。

議長が質疑を求めたところ無かったため、第3号議案についてその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。続いて第4号議案についてその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。

第5号議案 支部長選任の件

議長より、支部細則第14条第1項に基づき、現役員任期が本総会の終結時に満了になり、それに伴い支部長を選任する必要があるため、選挙管理委員会が設置された旨の説明があった。そこで議長は、支部長選任の趣旨説明を、選挙管理委員会委員長の堀江寛寿に求めた。

これを受けて、選挙管理委員会委員長の堀江寛寿より、支部長選任の趣旨説明が行われ、選挙管理委員会の組織、選挙管理委員及び委員長の選任及び就任、支部長選挙の告示が適正に行われた旨の説明があった。また、所定の期間内に支部長への立候補の届出が無かったため、支部細則第10条第1項に基づき、役員会が推挙し、総会で選任される旨の説明をした。

議長は、立候補者不在により令和3年4月13日の役員会において、現支部長南秀明が新支部長に推挙されている旨を述べ、本件の承認の可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。



第6号議案 支部役員選任の件

議長は、支部役員を選任について、支部細則第11条に基づき、新支部長に趣旨説明及び新役員の名指を求め、これを審議したい旨を議場に諮ったところ異議なくこれを上程した。

これを受けて、新支部長南秀明は以下の者を新たな役員として指名した。

副支部長(会計担当)	西坂洋平	副支部長	菖蒲悠太
副支部長	根寄知恵子	副支部長	川邊良平
理事	大松香織	理事	佐藤祐一
理事	和久田貴之	理事	青木幹治
理事	串田政一郎	理事	後藤真莉子
理事	東郷祥太	理事	石井元浩
監事	窪田信男	監事	青葉 隆

議長がその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決された。

第7号議案 東京都行政書士会定時総会代議員選出の件

議長より、東京都行政書士会定時総会に出席する代議員の人数及び選出方法等についての説明後、議長が代議員21名の選出方法について議場に諮ったところ執行部一任との声があり、議長は支部長南秀明に選任するよう求め、支部長南秀明は下記21名を選任した。

代議員 南秀明、西坂洋平、菖蒲悠太、根寄知恵子、川邊良平、大松香織、佐藤祐一、和久田貴之、青木幹治、後藤真莉子、串田政一郎、東郷祥太、石井元浩、窪田信男、青葉隆、川邊佳夫、榎本行雄、川口富弘、大塚大、田中壽一、荒井圭吾

議長が質疑を求めたところ無かったため、第7号議案について代議員の中から欠員等が出た場合の補充は支部長に一任することも含めてその可否を議場に諮ったところ賛成多数により承認可決した。



議長は、以上をもって本総会のすべての議事が終了したので、午後5時34分閉会を宣し、散会した。

以上の通り令和3年度東京都行政書士会大田支部定時総会を開催したので、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人はこれに署名押印する。

令和3年度 東京都行政書士会大田支部 定時総会

令和3年4月22日

議長 和久田 貴之 

議事録署名人 滑川 知也 

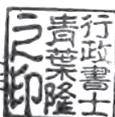
議事録署名人 石井 元浩 

監査報告

令和2年度東京都行政書士会大田支部の会計決算報告について、私たち監事らは支部細則第13条第5項にもとづき、令和2年度における収支および財産の状況を監査し、証憑その他の書類および決算報告書は適正かつ正確であることを認め、ここに報告いたします。

令和3年4月5日

東京都行政書士会大田支部

監事 青葉 隆 

監事 窪田 信男 

大田支部・品川支部暴力団等排除対策委員会合同研修会 実施報告

令和3年2月15日(月)品川区立総合区民会館『きゅりあん』6階「大会議室」にて、大田支部・品川支部暴力団等排除対策委員会合同研修会が開催され、雨の中、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会より3名、大田支部17名・品川支部21名の支部会員を含め、計41名の方々にご参加頂きました。

大田支部の南秀明支部長の開催の挨拶に続き、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の石田裕子委員長より大田・品川支部の暴排研修への熱心な取組みに対する労いのお言葉を頂戴しました。また、今回の研修は新型コロナ感染症拡大中ということで所轄警察署からの参加をご遠慮頂いたため、蒲田警察署組織犯罪対策課課長 安本実様より寄稿して頂いた「反社会的勢力の現状について」を大田支部の和久田貴之会員に代読して頂きました。特殊詐欺の増加、新型コロナ下に増加した持続化給付金の不正受給申請について特に行政書士には身近な問題であることから注意喚起が必要とのことでした。

次に品川支部の亀井晃会員から行政書士が反社会的勢力から身を守るためには顧客との契約書を交わすときにはどのような条項を入れると良いかの指導があり、また、グリーンカードを取得していれば支部の暴排委員を通じて相手方が暴力団員かどうかの照会が出来るという説明がありました。品川支部の館山忠光会員からはQ&Aを使って東京都の暴排条例と暴力団排除特別強化地域について、品川支部の蓬田あけみ会員からは暴力団への利益供与に該当する行為についての解説をして頂きました。

その後、品川支部の武田敬子会員から今回は暴排条例を理解する研修にしたいということで、建設業・宅建業・一般旅客自動車運送事業の3つの業法の欠格要件の違いについて比較検証して頂き、さらに都立公園内で専有許可を受けた屋台営業者が指定暴力団傘下の組織の関係者であった、古物営業許可を受けた法人役員が元暴力団組員であったなどの近年の反社会的勢力による事件について事例をあげていただきました。

さらに、今回は反社会的勢力とは関係がない場合でも行政書士が顧客に向かう姿勢によっては問題が起こる場合があるということ。「苦情処理委員会に寄せられる事例から」～お客様をクレマーにしないために～と題して品川支部の下田朋子会員から貴重なお話を頂戴しました。

本会の苦情解決支援委員会には毎年20件を超える苦情申立があります。その多くは顧客と行政書士のコミュニケーションの不足によることも大きいということでした。名義貸し、HPから問い合わせでお金を支払ったがその後行政書士からの連絡が途絶えた、納期が守られない、絶対に取れると言った許認可が取れなかった、報酬が高すぎるなど様々な申立があり苦情解決支援委員会は申立を受けて当該会員に連絡して説明文を提出してもらい、それを審議し、不明があれば申立人と会員双方に聴取してお互いのボタンの掛け違いを修復するという手順を踏み、最終的には本人たちで解決してもらうことになるそうです。

入管業務では言語の問題で説明不足があり、外国人だからといった態度で接して問題が起こることが多く、行政書士には品位のある対応が必要ということでした。また、作成した書類を渡して欲しいという苦情も多いそうです。業務を依頼したが途中でキャンセル、実費だけ支払うので出来ている書類を渡して欲しいというものです。このような場合は書類を申請できない状態で顧客に渡すという対策を講じる方法もあるということでした。

いずれにせよ、顧客にとっても煩瑣な手続きを踏んでの苦情申立であり、行政書士としてそのような申立を受けない事が肝要であると感じました。

下田会員から「行政書士にとっては数ある中の仕事の一つだが顧客にとっては依頼した行政書士が頼みの綱であり、最後まで仕事をやり遂げなくてはいけない」というお言葉を頂きましたが、胸に刻みたいと思います。

その後、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の大石益雄副委員長より金融庁によるマネーロンダリング摘発のシステムの構築、補助金申請に暴力団排除条項が盛り込まれるなどの最新情報をご報告頂くとともに、今日の研修は今までにはない研修だったとお言葉を頂戴しました。

最後に武田会員の掛け声のもと、参加者全員で暴力団排除を宣言し、品川支部の関孝和支部長の謝辞により研修は閉会しました。



令和2年度 大田区立赤松小学校における法教育授業 実施報告

令和3年2月13日9時20分から大田支部の会員5名が参加して、大田区立赤松小学校において5年生2クラスを対象にした法教育授業を実施しました。

毎年恒例の「みんなの身近にある「法律」と「契約」について考えよう！」というテーマで、大田支部の菖蒲悠太会員と青葉隆会員が講師を務めました。

前半は児童の皆さんに「法律」と「契約」について学んでもらうために「使用貸借契約」「売買契約」「申込み」「承諾」などの法律用語を講師が解説しました。解説の中で人気のあるプロ野球選手の契約問題、同級生から文房具品の貸与、本を購入するなど児童の皆さんの興味を惹く具体的な話題を使うことで、意識はしなくても児童の皆さんも日常的に「契約」を行っていること、「法律」は大人だけの問題ではなく実は児童にとっても身近なものだということを伝えました。

後半では「みんなで考えよう！のコーナー」というケースワークを行うことで、児童の皆さんに身近な「契約」について考えてもらいました。

児童の皆さんにも実際に起こりうる三つの問題を出題し、各自で考えた答えを理由も含めて発表してもらいました。

- (1) 小学生がお小遣いで購入した500円のお弁当は返品できるのか。
- (2) 保護者に相談しないで小学生が10万円のパソコンを購入した場合、返品はできるのか。
- (3) 小学生がオンラインゲームを行うために20歳以上であると偽った場合、課金された5万円は支払わなくてはならないのか。

どの問題も小学5年生の児童には身近な問題とあって、児童たちはとても熱心に具体的なイメージを沸かせて、実際の自分の経験と照らし合わせながら真剣に考えていました。

レシートが残っていれば返品できる、お店の外に出たのであれば返品できない、ゲームを作った人が損をしてしまうので使った以上はお金を支払うべきなど、素早く手を上げて意見を発表してくれる児童が途切れず、講師が先を急がなくてはならないほど大変白熱した展開となりました。

最後には、ケースワークを行う際に参考資料として渡した関連条文を根拠にあげて100点満点の答えをする児童もいて、答えを解説する講師を慌てさせていました。

45分という短い時間でしたが、小学生でも「契約」という約束を守らなければならないことの大切さ、法律は未成年者を手厚く保護してくれているが、一方「詐術」という「嘘」をつけば児童であっても守ってもらえなくなることがある、などの基本的な事を楽しみながら考え、理解してもらうことができた授業となったのではないかと思います。

さらに、授業後にも講師に直接質問をしてくる児童もいて、ケースワークに取り組む児童たちの真剣さと法律に対する深い知的好奇心には、授業に参加した大田支部会員一同強く感心しました。

最後に、今回は新型コロナによって行政書士は5名しか参加できないという制限もあり、保護者の観覧も叶わない中での授業でしたが、授業を終え教室を出ようとする我々を沢山の児童の皆さんが教室の外の廊下で迎えてくれました。

そして、「ありがとうございました」「面白かったです」と大きな声をかけてくれました。

校長先生からも「来年もぜひお願いします」と、今年度の授業の終了と同時に来年度の依頼をして頂くほど喜んでいただき、これまでには無かった反響の大きさに、行政書士が実施する法教育への学校側の評価と期待の高さを感じました。



新役員紹介



2018年開業。大田区出身。
司法書士・行政書士事務所ヴィレ代表。
会社設立や相続、在留資格案件が業務
の中心です。

生まれ育った町とそこに住む人々に恩
返しをしたいという理念のもと活動をする
毎日です



石井元浩と申します。令和元年登録
で、主な業務は遺言相続関係です。精
一杯がんばりますので、よろしく願
いいたします。最近ハマっていること
は部屋にあるガジュマルの水遣りで
す。いずれは森にと夢見つつ。

【支部会員の異動状況】

(令和2年10月1日～令和3年3月31日)

登録会員数：個人会員207名 法人会員：5法人 (令和3年3月31日現在)

(敬称略)

事由	氏名	異動年月日	郵便番号	事務所所在地	電話番号
入会	富澤 多幸	令和2年10月15日	146-0092	大田区下丸子 2-13-3-406 行政書士事務所さいわい	03-4285-8487 03-4285-8487
	荻島 一将	令和2年11月1日	145-0073	大田区北嶺町 34-6 中央ビル 405号室 行政書士ゆかり事務所	03-6425-7067 —
	那須 和彦	令和2年12月1日	144-0051	大田区西蒲田 8-24-1 那須行政書士事務所	03-6428-6893 03-6428-6894
	本間 裕之	令和3年3月1日	144-0052	大田区蒲田 1-26-7 本間法務行政書士事務所	050-1416-1864 050-1416-1864
転入	北山 歆奈	令和3年3月15日	144-0052	大田区蒲田 5-21-13 〆ガサステーショナラ 蒲田 B2-32 行政書士北山事務所	080-7369-9698 —
移転	富永 絵里	令和2年11月13日	146-0083	大田区千鳥 1-15-14	03-3753-4107 03-6410-3050
	福原 健太	令和2年12月28日	144-0034	大田区西糞谷 3-28-12-3A	— —
	池田 純一	令和3年1月15日	144-0051	大田区西蒲田 7-22-2-203	— —
	山本 貴志	令和3年2月15日	145-0062	大田区北千束 2-13-5	— —
電話 FAX 番号変更	清水 勝	令和2年12月16日	—	—	— 03-6385-1005
転出	小川 真	令和2年11月1日	—	埼玉会へ転出	—
	曾根 圭竹	令和2年12月15日	—	中央支部へ転出	—
	古市 展宏	令和2年12月15日	—	世田谷支部へ転出	—
廃業	稲田 紫津子	令和2年12月31日	—	(廃業)	—
	内田 龍一	令和3年3月1日	—	(廃業)	—
	吉岡 修	令和3年3月31日	—	(廃業)	—
	新保 崇浩	令和3年3月31日	—	(廃業)	—

支部会費納入のお願い

平素より支部運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。支部会費（月額400円、年額4,800円）は、当年度1年分を全納すると支部細則に規定されています。つきましては、同封の振込用紙にてご納付くださいますようお願いいたします。支部運営は、会員各位の会費により成り立っています。会員相互の公平性の確保および円滑な支部運営のため、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、令和3年度定時総会に出席された皆様からは当日現金にてご納付いただきましたので、お振り込みの必要はございません。

また、過年度（令和2年度以前）の支部会費を未納の方は、「過年度分の未納支部会費」を「令和3年度の支部会費」と合算して至急納入くださいますようお願いいたします。長期滞納会員に対しては、法的措置も検討いたしますのでご承知おきください。

(会計担当 西坂)

編集後記

- ★新しい生活様式にもすっかり慣れましたね。暑い中でのマスクは鬱陶しいですが、体調崩さないよう工夫しながら過ごしましょう。(後藤)
- ★新型コロナで支部活動も難しい状況が続いていますが、会員の皆様はお元気におすごしでしょうか？早く日常が戻るよう、ワクチン接種による集団免疫に期待しています。(根寄)